

平成28年6月6日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長 橋本 雅博

平成28年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成28年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年7月4日（月曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 平成28年7月5日（火曜日）
午前10時30分から
2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件
2. 審議会審議事項報告の件

決議事項

- 第1号議案 平成27年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 審議会細則一部変更の件
- 第4号議案 審議員2名選任の件
- 第5号議案 取締役11名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

平成27年度のわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響が表れ、年度末にかけて消費者マインドに足踏みがみられたものの、企業収益が増加基調を維持するとともに、雇用・所得環境の着実な改善等を背景に、基調としては緩やかな回復が続きました。また、金融政策面においては、平成28年1月に、2%の物価安定目標の実現のためマイナス金利の導入が決定されました。

生命保険業界では、お客さまのライフスタイルが多様化する中で、ニーズに沿った保障を提供できるよう商品の充実が図られるとともに、今後の更なる成長に向け、多様なチャネル戦略や海外事業展開が進められました。また、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス強化やスチュワードシップ活動への取組みが推進されました。さらに、年度後半には、国内金利が一層低下したことを受けて各社で商品販売面等の対応が進められました。

<事業の経過及び成果>

こうした環境のもと、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2016」の2年目にあたる平成27年度は、引き続き「ブランド戦略」をすべての活動の根幹と位置づけてサービス品質の維持・向上や経営基盤の強化を図りながら、本計画の柱である「成長戦略」の更なる加速に向けて取り組みました。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、営業職員による保険販売を中核としつつ、生命保険の加入経路の多様化に的確に対応できるよう金融機関等を通じたマルチチャネル戦略に取り組んでおります。

営業職員による保険販売については、一人ひとりがお加入からお支払いにいたる各場面において高品質な対応を実現できるお客さまにとっての「理想のライフデザイナー」となれるよう、四半期ごとの採用・育成体制のもとで優秀人材の採用と入社後の初期教育の充実に取り組むとともに、成長ステップに応じて継続的に教育を行うことで、対面でのコンサルティングとサービスの強化を図っております。

営業活動面では、「未来診断※1」を活用したコンサルティング力のレベルアップに取り組み、将来必要となる保障額や備えるべきリスクを確認いただきながら、総合保障型商品を中心にお客さまのニーズに応じた最適な保障の提供に努めました。その中で、平成27年9月に、単身世帯や共働き世帯の増加といったライフスタイルの多様化に伴う生前保障ニーズの一層の高まりを踏まえ、お客さま一人ひとりのニーズにより柔軟にお応えできるよう、従来の「生命保険」から働けなくなるリスクに備える「生活保険」への進化をコンセプトとした主力商品「未来デザイン1UP（ワンアップ）※2」を発売しました。本商品は、病気や怪我で働けなくなるリスクを幅広くカバーするとともに、これまで一体で提供してきた生前保障と死亡保障を分離することで各保障額を自在に設定でき、リスクごとに必要な保障を合理的に準備可能という特徴を有しております。こうした点が若年層をはじめ多くのお客さまに好評いただき、販売実績は好調に推移しました。また、本商品の発売に併せて、重度の生活習慣病を保障する特約等についても保障内容を充実させております。

こうした総合保障型商品への取組みに加え、税制改正を背景とした相続対策への関心や老後の生活資金準備に対するニーズの高まりを踏まえて、一時払終身保険や個人年金保険等の貯蓄性商品の販売を推進し、平成27年7月には一時払終身保険のラインアップを充実させました。さらに、生保・損保の総合生活保障の観点から、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携のもと、同社の損害保険の販売に取り組みました。

ご契約者への対応の面では、定期訪問等を通じてご契約内容や必要な手続きがないかの確認を行う「スマセイ未来応援活動」に取り組みました。また、昨今の高齢化の進行も踏まえ、ご高齢のお客さまへの対応として、各種帳票をわかりやすさの観点から見直すとともに、アフターフォローの面でお客さまの現況とご家族の連絡先等の確認を着実に進めております。さらに、保険金・給付金支払時においては、お支払いの迅速化に向けた取組みを推進するとともに、給付金支払手続きの際にご遺族と接する際の心構え等をまとめた教材（給付金・保険金グリーフケアブック）を使用した社内教育を強化するなど、お客さまに寄り添った親身な対応の実現に努めました。

サービス面の取組みとしては、こうした営業職員を通じたアフターフォローの強化に努めるとともに、従来の付帯サービスに加えて、「未来デザイン1UP」のご契約者等を対象に、障害年金に関する電話相談が可能なサービスを導入しました。また、お客さまの利便性向上に向けて、営業用携帯端末を用いて出金や住所変更等の手続きが即座に完了する「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用推進に加え、マイナンバー制度導入を機に、各種手続き時のお客さまの本人確認を営業用携帯端末で行えるようにするとともに、個人保険の新契約申込書への押印を不要とするなど、事務手続きの迅速化・簡素化に取り組みました。

※1 お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、営業用携帯端末「SumiseiLief（スマセイリーフ）」に搭載した販売ツールです。

※2 主力商品「W（ダブル）ステージ」「ライブワン」に「生活障害収入保障特約（通減型）」を付加したプランを「未来デザイン1UP」と呼称しております。なお、「1UP」は「生活障害収入保障特約（通減型・固定型）」の付加された商品に追加で付与する呼称です。

金融機関を通じた保険販売においては、主力商品である一時払終身保険の販売に取り組むとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平準払商品について取扱代理店の増加を図りながら終身保険・個人年金保険等の販売を推進しました。また、金融機関を通じて販売している商品を保険ショップに供給することで代理店における販売量の増加を図りました。さらに、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、引き続き限定告知型の死亡・医療保障商品の販売を推進しました。

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするため、企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実を図る商品の提供に努めております。その中で、特に、健康・医療に関する相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険の販売を推進するとともに、確定拠出年金制度について、平成27年4月に、掛金設定を全社員一律とするなど制度設計を簡素化した新たなプランの提供を開始しました。さらに、企業へのサービス提供の観点から、従業員を対象としたライフプラン等に関するセミナーを積極的に開催しました。

こうした取組みの結果、平成27年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、「未来デザイン1UP」を含む主力商品や貯蓄性商品の販売が好調であった影響等により前年度比24.2%増の1692億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、営業職員チャンネルにおける解約が減少した影響等により前年度比1.5%減の864億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、新契約年換算保険料の増加の影響等により前年度末比1.4%増の2兆1934億円となりました。また、お客さまの満足度をはかる指標として重視している保険契約の継続率^{※3}については、13月目継続率で96.6%（前年度末比増減なし）、25月目継続率で93.2%（同0.2ポイント増）と順調に推移しております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆5591億円（前年度末比0.5%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆5555億円（同4.4%減）となりました。

※3 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：平成25年11月から平成26年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：平成24年11月から平成25年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

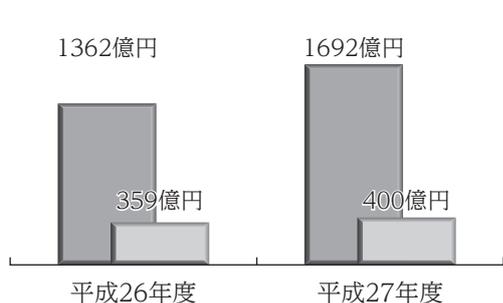
・年換算保険料

	平成27年度	前年度比
新契約	1692億円	24.2%増
うち生前給付保障+医療保障等	400億円	11.3%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

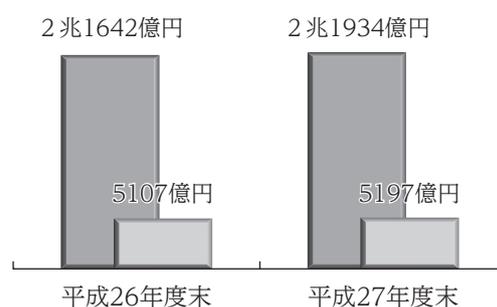
	平成27年度末	前年度末比
保有契約	2兆1934億円	1.4%増
うち生前給付保障+医療保障等	5197億円	1.8%増

●新契約年換算保険料



■新契約年換算保険料 ■うち生前給付保障+医療保障等

●保有契約年換算保険料



■保有契約年換算保険料 ■うち生前給付保障+医療保障等

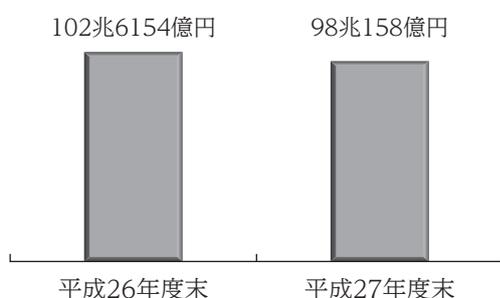
・保険金額

	平成27年度	前年度比
新契約高	3兆3532億円	27.7%減
減少契約高	7兆9528億円	5.3%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

	平成27年度末	前年度末比
保有契約高	98兆0158億円	4.5%減

●保有契約高

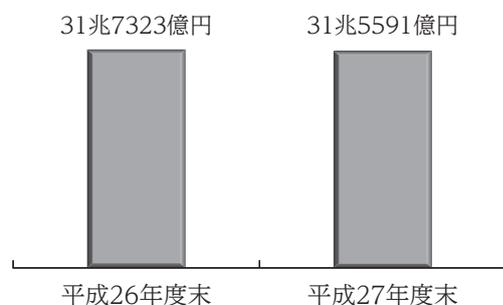


【団体保険および団体年金保険】

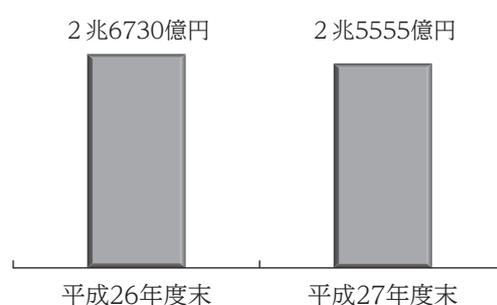
		平成27年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	31兆5591億円	0.5%減
団体年金保険	保有契約高	2兆5555億円	4.4%減

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

● 団体保険保有契約高



● 団体年金保険保有契約高



子会社によるマルチチャネル戦略の取組みとして、保険ショップ・金融機関等を通じた商品提供を行っているメディケア生命保険株式会社では、医療保険を中心に販売を推進しました。その中で、商品面では、平成27年5月に、喫煙の状況等に応じた保険料体系で必要な死亡保障を準備可能な商品を発売しました。また、平成27年11月に、入院前後に生じる費用負担への備えを充実させた医療保障特約を発売しました。さらに、先進医療に係る給付金を医療機関に直接お支払いしてお客さまの一時的な経済的負担を軽減するサービスを開始しました。一方、保険ショップを展開しているいずみライフデザイナーズ株式会社では、保険加入時の比較検討ニーズにお応えできるよう、取扱商品のラインアップを拡充するとともにお客さまへの的確なコンサルティングに努めました。

(海外事業)

海外事業については、日本国内での成長戦略に加え、高い成長が期待されるアジアの生命保険市場の成長と先進国の生命保険市場の安定的な収益性を取り込むことにより、中長期的な当社グループの収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を果たすことを目的に取り組んでおります。こうした中、米国の上場生命保険グループであるシメトラ社 (Symetra Financial Corporation) を買収し、平成28年2月に当社の完全子会社としました。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM^{※4}の推進を基本方針として、円金利資産を中心とした運用を行い、許容されるリスクの範囲内で収益向上への取組みを行っております。

こうした方針のもと、国内金利が低水準で推移したことから、資産運用収益の向上のため、国内債券への投資を抑制し、相対的に金利の高い為替ヘッジ付外国債券投資や新たな資産運用手段の活用を進めました。具体的には、投資対象国の拡大や海外社債への投資に加え、インフラ関連向けや企業の海外進出支援を目的とした成長分野への投融資等に取り組みました。さらに、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、引き続き当該企業との対話を推進するなどスチュワードシップ活動に積極的に取り組みました。

(資本政策面の取組み)

資本政策面について、自己資本の構築にあたっては内部留保の充実を図ることを基本とし、外部調達資本はこれを補うものと位置づけており、平成22年度に募集した基金700億円を平成27年7月に償却しました。一方、年度末にかけての国内金利の低下を受け、強固な財務基盤の維持を図るため、平成28年4月に、劣後特約付社債を1000億円を上限として同年9月末までに発行できることを決定しております。

(経営管理面の取組み)

経営管理面では、平成27年7月に、コーポレートガバナンスの一層の強化、経営の透明性および判断の客観性の更なる向上、意思決定の迅速化を実現する観点から指名委員会等設置会社に移行しました。移行にあたり、取締役会については社外の知見の積極的な経営への反映や取締役の多様性の観点も踏まえて社外取締役を過半数とするとともに、法定の指名委員会・監査委員会・報酬委員会については各委員長を社外取締役としております。また、執行役への権限委譲や取締役会の監督機能の強化等、移行の実効性を高めるための体制整備を進めました。さらに、中長期の経営戦略や事業展開等に関し、社外取締役同士、あるいは社外取締役と代表執行役による意見交換を促進して社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置するとともに、実効的なコーポレートガバナンスの実践のための基本方針と運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しました。

加えて、健全な財務基盤を確保し、お客さまに保険金等を確実にお支払いできるようリスク管理の高度化に取り組むとともに、大規模災害等への備えとして危機管理体制・業務継続体制の継続的な整備を行っており、その中で、サイバー攻撃への対応体制の強化を図っております。また、マイナンバー制度への対応として、個人番号の取扱いに関する方針・ルールの方針の策定を行い、個人番号の取得等を安全・確実に実施するための事務体制を構築しました。

※4 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

(収支・資産等の概況)

平成27年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が3兆220億円（前年度比17.2%増）、資産運用収益が5851億円（同33.6%減）、支出面では、保険金等支払金が2兆4775億円（同7.6%増）、資産運用費用が880億円（同56.5%減）、事業費が3365億円（同3.4%増）となりました。こうした結果、経常利益は2375億円（同4.8%増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は833億円（同38.3%減）となりました。

また、当期未処分剰余金は878億円（前年度比20.6%減）となりました。

基礎利益については3082億円（前年度比25.0%減）となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるように、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、前年度末ではこの積立てのうち455億円が戻入となった一方、当年度末は148億円を追加で積み立てました。これが基礎利益減少の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については27兆6415億円（前年度末比1.0%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で23兆9321億円（前年度末比1.6%増）となりました。なお、平成18年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、835.4%（前年度末比108.8ポイント減）と引き続き十分な水準を確保しております。

<対処すべき課題>

中期経営計画の最終年度である平成28年度は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、引き続きすべての活動の根幹である「ブランド戦略」を基軸として、「お客さまにとっての価値向上」「成長戦略」「経営基盤の強化」の枠組みに沿って各種取組みを進めてまいります。また、国内金利水準が大きく低下するなど経済環境が変化する中、資産運用面だけでなく、保険販売面等への影響も含めグループベースで幅広くリスク状況等を考慮し、必要に応じて機動的な対応策を講じてまいります。

「お客さまにとっての価値向上」に向けた取組みとしては、ご加入からお支払いにいたる各場面において、お客さまが期待される水準のサービス提供等を徹底するとともに、その期待を上回る高品質な対応を実現できるよう取り組んでまいります。特に、営業職員による定期訪問活動の更なる推進や事務手続きにおける利便性向上などお客さまサービスの充実を図るとともに、ご高齢の契約者へのアフターフォローをはじめお客さま保護に向けた取組みを一層強化してまいります。

「成長戦略」としては、営業職員チャネルについて、引き続き優秀人材の採用・育成を強化することで、定着率の向上と在籍数の増加を図ってまいります。こうした保険販売の担い手の確保と教育に努めるとともに、「未来診断」を活用した納得感のあるコンサルティングや質の高いアフターサービスに注力し、主力商品「未来デザイン1UP」について、積極的なプロモーションを展開しながら若年層をはじめ販売を推進することで、就労不能保障という新たなマーケットで業績拡大を図ってまいります。また、多様なお客さまニーズへの対応に向けたマルチチャネル戦略においては、先行進出メリットを活かして各代理店との関係強化を図りながら、住友生命グループ全体で最適な保障の提案と適切なサービスの提供に取り組んでまいります。さらに、海外事業については、米国のシメトラ社に対するガバナンス態勢の高度化を進め、同社の完全子会社化による収益基盤の強化、リスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じて長期的なご契約者利益の向上を目指すとともに、アジアの既存投資先への技術援助による企業価値の向上や海外人材の育成に引き続き注力してまいります。

「経営基盤の強化」に向けては、引き続き指名委員会等設置会社の枠組みを活かし、コーポレートガバナンスの高度化を図る中であって、グループベースでの経営管理のレベルアップに取り組んでまいります。さらに、特に資産運用面では、金融・経済情勢の動向を踏まえ、低金利環境下における資産運用リスクの適切なコントロールと更なる資産運用収益の向上に努めることで、安定的な収益・財務基盤の構築を図ってまいります。また、当社を支える人材の更なる能力発揮という面で、女性の活躍に向けた取組みなどダイバーシティの推進を図ってまいります。女性管理職の割合については順調に向上しており、引き続き女性の活力発揮に向けて取り組んでまいります。

こうした取組みを着実に実行していくことで、「お客さまから見て『薦めたい』会社」「職員から見て『いきいきと働ける』会社」「社会から見て『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(当期)
年度末契約高	個人保険	兆 億円 97 4876	兆 億円 92 9696	兆 億円 89 0604	兆 億円 84 0193
	個人年金保険	13 6181	13 4088	13 5550	13 9964
	団体保険	32 3065	31 8902	31 7323	31 5591
	団体年金保険	2 6248	2 6577	2 6730	2 5555
	その他の保険	2346	2282	2228	2173
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		3 1447 77	2 5042 38	2 5795 17	3 0220 00
資産運用収益		8946 22	8222 07	8806 29	5851 54
保険金等支払金		1 9401 23	2 2135 32	2 3025 38	2 4775 69
経常利益		2283 16	2436 84	2265 20	2375 03
当期純剰余		1132 22	1289 60	1352 06	833 87
社員配当準備金繰入額		583 30	601 41	593 58	515 48
総 資 産		26 4641 07	26 4773 37	27 3610 19	27 6415 83

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険が含まれております。
 2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
 a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
 b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
 c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	73	77	4
事 業 部	12	12	0
支 部	1,413	1,404	△9
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,502	1,497	△5
代 理 店	493	491	△2

(注) 平成28年3月28日付で、支社傘下の組織である営業支社4店をすべて支社としました。

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	11,109	11,001	△108	45	15	345
営業職員	31,006	31,244	238	49		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達状況

平成27年7月に、基金700億円を償却しました。

(7) 設備投資状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	21,219
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ 重要な設備の新設等

平成27年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	平成21年10月1日	27,500百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	昭和46年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	平成7年4月3日	200百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都江東区	不動産維持管理業	昭和42年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	昭和58年1月4日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	昭和60年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	平成13年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	昭和44年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	昭和51年2月16日	10百万円	100%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	昭和53年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	昭和60年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue	金融持株会社	平成16年2月25日	1百万米ドル (140百万円)	100%

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
日本ビルファンドマネージメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	平成12年9月19日	495百万円	35%
三井住友アセットマネージメント株式会社	東京都港区	投資運用業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5%
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	平成12年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta	生命保険業	平成8年11月28日	300,699 百万インドネシア ルピア (2,555百万円)	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi	金融持株会社	平成19年10月15日	6,804,714 百万ベトナム ドン (34,379百万円)	18.00%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等3社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成27年 4 月28日	当社は、当社の関連法人等であるBaoviet Holdingsの傘下子会社に関して、当社との関係を見直した結果、同社傘下の 5 社のうち 2 社は当社の関連法人等ではなくなりました。
平成27年 5 月 1 日	当社は、当社の子会社であるSumitomo Life Insurance Agency America,Inc.を譲渡しました。これにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。
平成28年 2 月 1 日	当社は、Symetra Financial Corporationの発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社および同社の傘下子会社12社は当社の子会社となりました。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄 *	取締役会長 指名委員 報酬委員	・読賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカティンクス株式会社 社外監査役	
橋本 雅博 *	取締役 指名委員 報酬委員		
山口 博	取締役 監査委員		
野呂 幸雄 *	取締役		
本城 正哉 *	取締役		
本林 徹	取締役 (社外役員) 監査委員長 指名委員	・井原・本林法律事務所 パートナー	
藤沼 亜起	取締役 (社外役員) 報酬委員長 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・住友商事株式会社 社外監査役 ・野村ホールディングス株式会社 社外取締役 ・野村証券株式会社 社外取締役 ・武田薬品工業株式会社 社外監査役 ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
大日向 雅美	取締役 (社外役員) 指名委員 監査委員	・恵泉女学園大学大学院平和学 研究科 教授 ・特定非営利活動法人あい・ぼ ーとステーション 代表理事	
杉山 武彦	取締役 (社外役員) 監査委員 報酬委員	・一般財団法人運輸政策研究機 構 副会長・運輸政策研究所所 長 ・空港施設株式会社 社外取締 役	
山下 徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員	・株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 相談役 ・三井不動産株式会社 社外取 締役 ・エーザイ株式会社 社外取締 役	
矢吹 公敏	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・矢吹法律事務所 パートナー ・株式会社リコー 社外監査役	

- (注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
 2. 監査委員会については内部監査部門をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である山口博を常勤の監査委員として選定しております。
 3. 取締役大日向雅美は、平成28年4月1日付で恵泉女学園大学学長に就任しました。これにより、平成28年4月1日時点の重要な兼職は以下のとおりとなります。
 ・恵泉女学園大学 学長
 ・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄 *	代表執行役	・「a. 取締役」参照	
橋本 雅博 *	代表執行役社長		
野呂 幸雄 *	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当	
本城 正哉 *	代表執行役専務	[企画部、勤労部、人事部、商品部] 担当	
篠原 秀典	執行役専務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融総合法人部] 担当	
乾 真人	執行役常務	[内部監査企画部、内部監査部] 担当	
古河 久人	執行役常務	[調査広報部、ブランドコミュニケーション部、財務部] 担当	
荒木 登志松	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、第1総合法人部、都心法人推進部] 担当	
藤戸 方人	執行役常務	[運用企画部、不動産部、株式運用部、資金債券運用部、特別勘定運用部] 担当	
河野 伸三	執行役常務	[国際業務部、事業企画部] 担当	・ PT BNI Life Insurance Commissioner
松本 英晴	執行役常務	[総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま満足推進部、運用審査部] 担当	
長瀧 研一	執行役常務	[教育部、教育研修所、営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、損保事業部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部] 担当	
藤井 裕嗣	(執行役常務)		平成27年11月30日辞任
大下 亮	(執行役常務)		平成28年3月27日辞任
青戸 雅之	(執行役常務)		平成28年3月27日辞任

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
 2. 平成28年4月1日付で、執行役常務に角英幸が就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役	19	302
監査役	5	38
執行役	15	554
計	39	895

- (注) 1. 当社は平成27年7月2日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しており、同日付で監査役5名は退任しております。
2. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。
3. 当社は平成27年7月2日の報酬委員会において「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」を決議しました。その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。具体的には、以下の通りとする。

- 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
- 報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
- 優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。

2. 報酬体系

業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は別体系とする。

a. 取締役の報酬体系

取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬は支給しない。

b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。

具体的には、以下の通りとする。

(1) 固定報酬

役位および職務内容に応じ決定する。

(2) 業績連動報酬

役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。

全社業績連動指標は前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90%~120%とする。

(注1) 業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の約3割とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象は30%とする。

(注2) 執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの伸び率をベースに業績連動報酬に付加して報酬を支給することができる。

取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。

3. 報酬の水準

同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
本 林 徹 藤 沼 亜 起 大日向 雅 美 杉 山 武 彦 山 下 徹 矢 吹 公 敏	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
本林 徹	井原・本林法律事務所 パートナー 当社と井原・本林法律事務所の間に特別な関係はありません。
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事 当社は、特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。
杉山 武彦	一般財団法人運輸政策研究機構 副会長・運輸政策研究所所長 当社と一般財団法人運輸政策研究機構の間に特別な関係はありません。
矢吹 公敏	矢吹法律事務所 パートナー 当社と矢吹法律事務所の間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤沼 亜起	住友商事株式会社 社外監査役 当社は、住友商事株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、野村ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村証券株式会社 社外取締役 当社と野村証券株式会社の間に特別な関係はありません。 武田薬品工業株式会社 社外監査役 当社は、武田薬品工業株式会社の株式、債券を保有しております。 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの株式、債券を保有しております。
杉山 武彦	空港施設株式会社 社外取締役 当社は、空港施設株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
山下 徹	三井不動産株式会社 社外取締役 当社は、三井不動産株式会社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 エーザイ株式会社 社外取締役 当社は、エーザイ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
矢吹 公敏	株式会社リコー 社外監査役 当社は、株式会社リコーと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
本林 徹	平成20年7月1日就任	取締役会16回開催、うち16回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 監査委員会9回開催、うち9回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
藤沼 亜起	平成20年7月1日就任	取締役会16回開催、うち16回出席 監査委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
大日向 雅美	平成21年7月2日就任	取締役会16回開催、うち16回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 監査委員会9回開催、うち9回出席	社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
杉山 武彦	平成23年7月5日就任	取締役会16回開催、うち15回出席 監査委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	経済学の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
山下 徹	平成27年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会4回開催、うち3回出席	ITシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
矢吹 公敏	平成27年7月2日就任	取締役会13回開催、うち12回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

- (注) 1. 本林徹、大日向雅美および杉山武彦の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行と同時に、取締役に選任され就任しております。なお、この3名については、取締役会への出席状況に監査役として出席した取締役会3回開催うち3回出席を含んでおります。
2. 山下徹および矢吹公敏については、平成27年7月2日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会については、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行後、当事業年度に開催された各委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8	104	—

4 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

200,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

7名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社三井住友銀行	71,000	35.5
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	25.0
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	15.0
三井住友信託銀行株式会社	26,000	13.0
株式会社みずほ銀行	15,000	7.5
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	1.0

(注) 住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 天野 秀樹 指定有限責任社員 橋本 克己 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	232* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「会計および財務報告プロセスに関する助言業務」、「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（PBO）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は266百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) 当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、これを負担する。

- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
 - b. 内部監査企画部長および内部監査部長（以下、あわせて「内部監査部門長」という）の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部門長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部門長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
 - d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

2. 業務の適正を確保するための体制

- ①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
 - b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
 - c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
 - d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、内部通報受電窓口の社外一元化や反社会的勢力への対応の高度化を実施している。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、電子決裁システムの導入を決定し、平成28年4月から運用を開始することとしている。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
 - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、統合的リスク管理の実効性の向上およびグループベースでのリスク管理の高度化に向けた取組みを実施しているほか、危機管理態勢および業務継続計画の整備や大規模災害対応訓練について継続して取り組んでいる。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、指名委員会等設置会社への移行を行う中で取締役会付議基準の見直しを行う等、体制の見直しを行っている。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
 - (1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 - (3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
- c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、シメトラ社の買収に伴う体制整備等、グループ会社の経営管理態勢の高度化に向けた取組みを行っている。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、情報管理面も含め、マイナンバー制度導入への対応を実施したほか、保険金等支払管理態勢の向上に努めている。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

- (1) 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査企画部および内部監査部（以下、あわせて「内部監査部門」という。）が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- (2) 内部監査部門の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

また、平成27年度においては、指名委員会等設置会社への移行に伴い監査委員会との連携を図っているほか、グループガバナンスに係る監査を行う等、内部監査態勢の強化に向けた取組みを実施している。

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 平成27年9月9日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成29年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 平成27年5月27日、東京都において審議員会を開催し、平成26年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 平成27年11月26日、東京都において審議員会を開催し、平成27年度上半期事業概況等について報告しました。
 - c. 平成28年2月18日、東京都において審議員会を開催し、平成27年度第3四半期までの業績概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,805名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,796,638名、総代数は179名です。

<商品に関する事項>

1. 平成27年9月25日、従来の介護保障商品よりも保障範囲を大幅に拡大し、所定の就労不能・要介護状態を保障する生活障害収入保障特約を発売しました。主力商品「Wステージ」「ライブワン」に本特約を付加したプランを「1UP（ワンアップ）」と呼称しております。本特約の主な特徴は以下のとおりです。
 - ・公的年金制度の障害年金1・2級もしくは公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合またはこれらに相当する当社独自基準に該当した場合に、毎年一定額の年金をお支払いします。
 - ・精神障害により公的年金制度の障害年金1・2級に認定された場合等に、基本年金額の3年分を一時金としてお支払いします。
 - ・従来の介護保障商品では一体であった生前保障と死亡保障を分離しました。生前保障である本特約と収入保障特約等の死亡保障を組み合わせることにより、それぞれのリスクごとの必要保障額に合った合理的な保障をご準備いただけます。
2. 平成27年9月25日、特定重度生活習慣病保障特約「LiV（リブ）ガード」を発売しました。本特約は、従来提供していた重度の生活習慣病を保障する「リガード」「Vガード」を整理・統合したうえで、新たに重度の動脈疾患を保障対象に加え、9つの重度生活習慣病を保障する内容としております。
3. 平成27年9月25日、従来の保険料払込免除特約を改定した保険料払込免除特約(15)を発売しました。本特約には、所定の就労不能・要介護状態またはがん（悪性新生物）を含む9つの重度生活習慣病に該当した場合に以後の保険料が不要となる「総合型」をはじめ、「生活障害・がん型」「生活障害型」の3つの型を設けております。
4. 平成27年9月25日、介護保障終身保険特約(10)について、保障範囲を拡大する改定を行い、死亡または所定の就労不能・要介護状態に該当した場合に一時金をお支払いする生活障害終身保険特約を発売しました。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 「子育て支援」分野については、子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」や子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
2. 「次世代応援」分野については、若者の社会貢献活動を応援する「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」を実施しました。
3. 「健康増進（介護・医療）」分野については、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関する活動やがんに関する活動を行っている団体へ助成を行いました。また、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
4. 職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、各地で職員がボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を推進するとともに、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
5. 東日本大震災により被災された方々への支援として、被災地でのボランティア活動を推進するとともに、復興支援に取り組む団体へ助成を行いました。
6. 環境保護活動の一環として、サンゴ礁の保全に取り組む団体への支援活動「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施しました。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額8億72万6207円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援事業に2億979万2403円、次世代応援事業に6810万3562円、健康増進事業に3102万208円、地域社会関連事業に619万6034円、地球環境保全事業に2340万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に7500万円、その他に221万4000円です。

<会社役員に関する事項>

1. 平成27年4月1日付で、取締役専務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員篠原秀典は取締役専務執行役員に就任しました。
2. 平成27年7月2日、定時総代会において、取締役に佐藤義雄、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉および藤沼亜起の6名が再任され、本林徹、大日向雅美、杉山武彦、山下徹および矢吹公敏の5名が新たに選任され、就任しました。
3. 平成27年7月2日、臨時取締役会において、取締役佐藤義雄は取締役会長に選定され、就任しました。

また、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員および委員長が以下のとおり選定され、それぞれ就任しました。

指名委員会：山下徹（委員長）、本林徹、大日向雅美、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会：本林徹（委員長）、藤沼亜起、大日向雅美、杉山武彦、山口博

報酬委員会：藤沼亜起（委員長）、杉山武彦、山下徹、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

執行役については以下のとおり選任・選定され、それぞれ就任しました。

代表執行役：佐藤義雄

代表執行役社長：橋本雅博

代表執行役専務：野呂幸雄、本城正哉

執行役専務：篠原秀典

執行役常務：乾真人、大下亮、藤井裕嗣、青戸雅之、古河久人、荒木登志松、藤戸方人、河野伸三、松本英晴

4. 平成27年11月30日の終了をもって、執行役藤井裕嗣は執行役を辞任しました。
5. 平成27年12月1日付で、長瀧研一は執行役常務に就任しました。
6. 平成28年3月27日の終了をもって、執行役大下亮および同青戸雅之は執行役を辞任しました。

平成27年度 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	449,506	保険契約準備金	24,342,069
現 金	214	支払 備 金	150,671
預 貯 金	449,291	責 任 準 備 金	23,932,169
コーロクオン	105,000	社員配当準備金	259,228
買入金銭債権	206,301	再 保 險 借	109
有 価 証 券	23,632,461	社 債	149,480
国 債	10,778,107	そ の 他 負 債	1,063,809
地 方 債	98,818	債券貸借取引受入担保金	597,551
社 債	2,852,696	未 払 法 人 税 等	29,872
株 式	1,771,946	未 払 金	32,193
外 国 証 券	7,919,394	未 払 費 用	42,097
そ の 他 の 証 券	211,498	前 受 収 益	1,536
貸 付 金	2,196,475	預 り 金	59,611
保険約款貸付	314,654	預 り 保 証 金	32,343
一 般 貸 付	1,881,821	金 融 派 生 商 品	140,875
有形固定資産	620,330	金融商品等受入担保金	115,444
土 地	386,740	リ ー ス 債 務	2,037
建 物	226,738	資 産 除 去 債 務	1,918
リ ー ス 資 産	2,076	仮 受 金	8,328
建設仮勘定	891	退職給付引当金	47,962
その他の有形固定資産	3,885	価格変動準備金	352,147
無形固定資産	23,394	再評価に係る繰延税金負債	16,997
ソフトウェア	15,279	支 払 承 諾	1,000
その他の無形固定資産	8,115	負債の部合計	25,973,575
代理店貸	1	(純資産の部)	
再 保 險 貸	233	基 金	200,000
そ の 他 資 産	333,057	基金償却積立金	439,000
未 収 金	24,715	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	11,415	剰 余 金	376,253
未 収 収 益	109,690	損失填補準備金	5,004
預 託 金	4,094	そ の 他 剰 余 金	371,249
先物取引差入証拠金	2,896	基金償却準備金	116,600
金融派生商品	166,333	価格変動積立金	165,000
仮 払 金	9,872	社会及び契約者福祉増進基金	1,531
そ の 他 の 資 産	4,039	別 途 積 立 金	223
繰延税金資産	75,322	当期未処分剰余金	87,894
支払承諾見返	1,000	基金等合計	1,015,256
貸倒引当金	△1,502	その他の有価証券評価差額金	717,257
		土地再評価差額金	△64,505
		評価・換算差額等合計	652,752
		純資産の部合計	1,668,008
資産の部合計	27,641,583	負債及び純資産の部合計	27,641,583

- (注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、204百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	314,865百万円
勤務費用	13,754百万円
利息費用	4,637百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△14,083百万円
退職給付の支払額	△22,854百万円
期末における退職給付債務	<u>296,319百万円</u>

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	290,782百万円
期待運用収益	3,811百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△25,764百万円
事業主からの拠出額	10,189百万円
退職給付の支払額	△10,291百万円
期末における年金資産	<u>268,727百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	296,319百万円
年金資産	△268,727百万円
	<u>27,592百万円</u>
未認識数理計算上の差異	20,370百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>47,962百万円</u>
退職給付引当金	47,962百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>47,962百万円</u>

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	13,754百万円
利息費用	4,637百万円
期待運用収益	△3,811百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	13,039百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>27,619百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	39%
生命保険一般勘定	44%
債券	6%
その他	11%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が41%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.4%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、872百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット (含み損益や売却損益を考慮) と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	449,506	449,506	—
うち、その他有価証券	368,478	368,478	—
コールローン	105,000	105,000	—
買入金銭債権	206,301	209,110	2,808
うち、その他有価証券	170,586	170,586	—
有価証券※1	22,668,169	25,547,939	2,879,770
売買目的有価証券	1,568,501	1,568,501	—
満期保有目的の債券	2,041,222	2,440,281	399,058
責任準備金対応債券	11,339,015	13,821,953	2,482,938
子会社株式及び関連会社株式	33,173	30,947	△2,226
その他有価証券	7,686,255	7,686,255	—
貸付金	2,196,475		
貸倒引当金※2	△1,018		
	2,195,456	2,262,033	66,576
社債	149,480	161,565	12,085
債券貸借取引受入担保金	597,551	597,551	—
デリバティブ取引※3	25,458	25,458	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,687	4,687	—
ヘッジ会計が適用されているもの	20,770	20,770	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は964,291百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

①社債

3月末日の市場価格等によっております。

②債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	497,916	539,746	41,829
	外国証券(公社債)	1,543,305	1,900,535	357,229
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		2,041,222	2,440,281	399,058

②責任準備金対応債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	11,187,444	13,666,146	2,478,701
	外国証券(公社債)	111,008	115,842	4,833
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	19,245	19,183	△61
	外国証券(公社債)	21,317	20,781	△536
合 計		11,339,015	13,821,953	2,482,938

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	149,622	164,586	14,963
	公社債	1,156,280	1,250,396	94,116
	株式	612,164	1,211,346	599,181
	外国証券	4,296,359	4,601,253	304,894
	公社債	4,284,483	4,588,942	304,459
	株式等	11,876	12,311	435
	その他の証券	19,862	29,720	9,858
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	368,500	368,478	△21
	買入金銭債権	5,999	5,999	△0
	公社債	27,967	27,821	△145
	株式	164,403	134,925	△29,477
	外国証券	426,277	419,605	△6,672
	公社債	419,453	413,137	△6,315
	株式等	6,824	6,468	△356
	その他の証券	12,950	11,185	△1,765
合 計		7,240,388	8,225,320	984,931

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	449,312	—	—	—
コールローン	105,000	—	—	—
買入金銭債権	7,089	1,291	333	182,696
有価証券	1,033,967	2,413,830	3,656,608	11,849,817
満期保有目的の債券	54,094	256,850	594,731	1,132,442
責任準備金対応債券	428,598	580,020	937,391	9,316,111
その他有価証券	551,274	1,576,959	2,124,485	1,401,262
貸付金※	308,242	863,400	545,263	126,787
社債	—	—	—	149,480
債券貸借取引受入担保金	597,551	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

15. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は430,422百万円、時価は453,798百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,506百万円を計上しております。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,415,288百万円です。
17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、982百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、980百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、29百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、1百万円です。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありませぬ。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は、438,004百万円です。
19. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、1,702,853百万円です。なお、負債の額も同額です。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、251百万円、金銭債務の総額は、6,872百万円です。
21. 繰延税金資産の総額は、379,840百万円、繰延税金負債の総額は、291,931百万円です。
 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、12,585百万円です。
 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、保険契約準備金 175,596百万円、価格変動準備金 98,460百万円及び退職給付引当金 46,051百万円です。
 繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 278,380百万円です。
 なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率28.80%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものについては28.20%、平成30年4月1日以降のものについては27.96%に変更されております。
 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は22.3%であり、法定実効税率28.80%との差異 of 主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △14.6%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 9.6%です。
 税率変更により、当期末における繰延税金資産は1,938百万円、再評価に係る繰延税金負債は510百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は10,302百万円増加しております。
22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 266,361百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 59,358百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 66,829百万円 |
| 利息による増加等 | 337百万円 |
| 当期末現在高 | 259,228百万円 |

23. 子会社等の株式の総額は、614,432百万円です。
24. 担保に提供している資産の額は、有価証券594,441百万円です。
25. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、45百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、83百万円です。
26. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、717,260百万円です。
27. 平成28年4月5日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債を、100,000百万円を上限として平成28年9月末までに発行できることを決定しております。
28. 基金70,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、12,506百万円です。
30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、42,680百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成27年度 (平成27年 4月1日から平成28年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収	3,695,250
保険料等収	3,022,000
保再準資産	3,018,250
利息及び配当金等収	641
預有貸不	3,108
有為貸そ	585,154
有為貸そ	568,457
有為貸そ	125
有為貸そ	478,557
有為貸そ	44,015
有為貸そ	40,439
有為貸そ	5,318
有為貸そ	96
有為貸そ	11,720
有為貸そ	3,902
有為貸そ	233
有為貸そ	172
有為貸そ	570
有為貸そ	88,095
有為貸そ	13,799
有為貸そ	57,808
有為貸そ	16,488
経常費支払	3,457,746
保険金等	2,477,569
保年給解そ再	543,199
責任準備金	652,505
支責任準備金	318,733
社員配当金	879,564
支有金貸そ特	82,780
事そ	786
保稅減退そ	403,294
引人の	19,110
前稅稅	383,846
当期及	337
期及び	88,099
期純	4,756
期純	4,746
期純	1,034
期純	23,229
期純	10,660
期純	13,993
期純	29,678
期純	336,571
期純	152,210
期純	96,412
期純	25,554
期純	14,134
期純	4,867
期純	11,242
経常利益	237,503
特別利益	3,572
固定資産等	3,572
特別損失	133,756
固定資産等	5,356
減価償却	27,698
引人の	99,900
前稅稅	800
当期及	107,320
期及び	60,669
期純	△36,736
期純	23,932
期純	83,387

- (注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、4,135百万円、費用の総額は、18,735百万円です。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 579百万円、株式等 10,230百万円、外国証券 910百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 738百万円、株式等 1,422百万円、外国証券 2,586百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 1,034百万円です。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、40百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、3百万円です。
4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 6百万円、売却益 90百万円です。
5. 金融派生商品費用には、評価益が 30,753百万円含まれております。
6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	26,640百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,058百万円
		計 27,698百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

平成27年度 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							剰余金合計	基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金							
					基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期末処分剰余金			
当 期 首 残 高	270,000	369,000	2	4,804	139,600	165,000	1,632	223	110,629	421,890	1,060,892	
当 期 変 動 額												
社員配当準備金の立積									△59,358	△59,358	△59,358	
損失填補準備金の立積				200					△200	-	-	
基金償却積立金の立積		70,000									70,000	
基金利息の支払									△3,371	△3,371	△3,371	
当 期 純 剰 余									83,387	83,387	83,387	
基金の償却	△70,000										△70,000	
基金償却準備金の立積					47,000				△47,000	-	-	
基金償却準備金の取崩					△70,000					△70,000	△70,000	
社会及び契約者福祉増進基金の立積							700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△800		800	-	-	
土地再評価差額金の取崩									3,705	3,705	3,705	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	△70,000	70,000	-	200	△23,000	-	△100	-	△22,735	△45,636	△45,636	
当 期 末 残 高	200,000	439,000	2	5,004	116,600	165,000	1,531	223	87,894	376,253	1,015,256	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	891,242	△61,310	829,932	1,890,824
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の立積				△59,358
損失填補準備金の立積				-
基金償却積立金の立積				70,000
基金利息の支払				△3,371
当 期 純 剰 余				83,387
基金の償却				△70,000
基金償却準備金の立積				-
基金償却準備金の取崩				△70,000
社会及び契約者福祉増進基金の立積				-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩				-
土地再評価差額金の取崩				3,705
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△173,984	△3,195	△177,180	△177,180
当 期 変 動 額 合 計	△173,984	△3,195	△177,180	△222,816
当 期 末 残 高	717,257	△64,505	652,752	1,668,008

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	87,894,323,608
剰 余 金 処 分 額	87,894,323,608
社 員 配 当 準 備 金	51,548,465,719
差 引 純 剰 余 金	36,345,857,889
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	2,445,857,889
任 意 積 立 金	33,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	33,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 秀 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 克 己 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 本 林 徹 ㊟

監査委員 藤 沼 亜 起 ㊟

監査委員 大日向 雅 美 ㊟

監査委員 山 口 博 ㊟

(注1) 当社は、平成27年7月2日に指名委員会等設置会社に移行し、同日に5名が監査委員に就任いたしました。したがって、平成27年4月1日から同年7月2日までの期間の監査につきましては、従前の監査役及び監査役会より報告を受ける等により行いました。

(注2) 監査委員 杉山武彦は、平成28年5月24日の監査委員会（監査報告書作成の監査委員会）を、健康上の理由により欠席しましたので、本監査報告書に署名押印していません。

(注3) 監査委員 本林徹、藤沼亜起、大日向雅美及び杉山武彦は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 審議員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

平成27年度第2回審議員会（平成27年11月26日 東京都において開催）

- (1) 平成27年度上半期事業概況等について

平成27年度第3回審議員会（平成28年2月18日 東京都において開催）

- (1) 平成27年度第3四半期までの業績概況等について
- (2) 新年度経営計画について

平成28年度第1回審議員会（平成28年5月26日 東京都において開催）

- (1) 平成27年度事業概況および決算案について
- (2) 審議員会細則の変更について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

平成27年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は42ページに記載のとおりです。

ご契約者への還元に努めるとともに内部留保の充実を図る観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

平成27年度の剰余金処分量878億9432万3608円のうち515億4846万5719円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金363億4585万7889円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、平成23年8月および平成24年8月に募集した基金の拠出者に対する利息24億4585万7889円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を330億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成27年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 5年ごと利差配当契約〔販売名称：Wステージ等〕

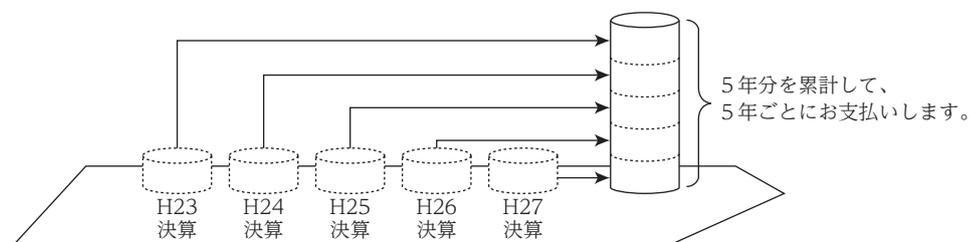
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （平成27年度決算に基づく利差益配当率は別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

（注）「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

（平成23年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：ライブワン・Qパック]

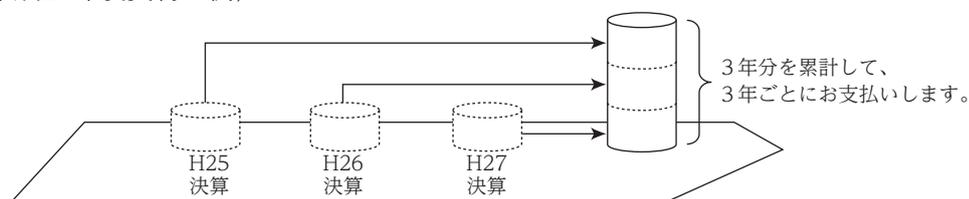
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （平成27年度決算に基づく利差益配当率は別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）

（注）「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

（平成25年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率2%以下の保険種類	1.80%－予定利率
予定利率2%超の保険種類	1.35%－予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成27年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)ならびに介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)の利差益配当は0円とします。

※ 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
 ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 養育年金特約	平成19年4月1日以前	男性・女性	5%	5%	30%	55%
	平成19年4月2日以降	男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	25%	25%	50%	75%	75%	55%	55%
		女性	35%	35%	60%	85%	85%	85%	55%
	平成19年4月2日以降	男性	20%	20%	20%	20%	20%	0%	0%
		女性	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性・女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性・女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成27年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01) 子ども災害入院特約(01)		男性	1,190	1,190	1,260	1,400	1,540	1,540	910
		女性	980	980	980	1,050	1,190	630	0
疾病医療特約(01) 子ども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,520	2,170	1,470	0	0	0	0
		女性	2,730	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	1,330	1,330	1,470	0	0	0	0
		女性	1,330	0	0	0	1,190	4,200	5,040
入院治療重点保障特約 子ども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
通院特約(04) 子ども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
入院保障充実特約 子ども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280
総合医療特約 子ども総合医療特約		男性	980	980	980	980	980	980	980
		女性	980	980	980	980	980	980	980

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約(04)および子ども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約および子ども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

7. 平成27年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性 ・ 女性	1%	1%	6%	11%	11%	11%	11%
		経過9年 の契約	男性 ・ 女性	4%	4%	24%	44%	44%	44%	44%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性 ・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年 の契約	男性 ・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	5%	5%	10%	15%	15%	11%	11%
			女性	7%	7%	12%	17%	17%	17%	11%
		経過9年 の契約	男性	20%	20%	40%	60%	60%	44%	44%
			女性	28%	28%	48%	68%	68%	68%	44%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	4%	4%	4%	4%	4%	0%	0%
			女性	6%	6%	6%	6%	6%	6%	0%
経過9年 の契約	男性	16%	16%	16%	16%	16%	0%	0%		
	女性	24%	24%	24%	24%	24%	24%	0%		
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性 ・ 女性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
		経過9年 の契約	男性 ・ 女性	—	2%	12%	22%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性 ・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年 の契約	男性 ・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成27年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
災害入院特約(01)	経過6年の契約	男性	510	510	540	600	660	660	390	
		女性	420	420	420	450	510	270	0	
	経過9年の契約	男性	680	680	720	800	880	880	520	
		女性	560	560	560	600	680	360	0	
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過6年の契約	男性	1,080	930	630	0	0	0	0
			女性	1,170	0	0	0	0	0	0
		経過9年の契約	男性	1,440	1,240	840	0	0	0	0
			女性	1,560	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性	570	570	630	0	0	0	0
			女性	570	0	0	0	510	1,800	2,160
経過9年の契約	男性	760	760	840	0	0	0	0		
	女性	760	0	0	0	680	2,400	2,880		
入院治療重点保障特約	経過6年の契約	男性	810	960	660	450	150	0	0	
		女性	600	510	360	480	570	960	840	
	経過9年の契約	男性	1,080	1,280	880	600	200	0	0	
		女性	800	680	480	640	760	1,280	1,120	
通院特約(04)	経過6年の契約	男性	840	660	1,020	2,130	3,480	8,460	11,250	
		女性	930	810	930	1,560	2,700	6,720	9,120	
	経過9年の契約	男性	1,120	880	1,360	2,840	4,640	11,280	15,000	
		女性	1,240	1,080	1,240	2,080	3,600	8,960	12,160	
入院保障充実特約	経過6年の契約	男性	120	150	60	0	0	0	0	
		女性	60	30	0	30	60	150	120	
	経過9年の契約	男性	160	200	80	0	0	0	0	
		女性	80	40	0	40	80	200	160	
総合医療特約	経過6年の契約	男性	420	420	420	420	420	420	420	
		女性	420	420	420	420	420	420	420	
	経過9年の契約	男性	560	560	560	560	560	560	560	
		女性	560	560	560	560	560	560	560	

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 平成27年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到 達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	2,430	5,470	14,610	35,370
		女性	—	—	—	2,930	6,940	19,100	47,970
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生存給付金付定期保険特約	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	1,660	4,190	12,390	33,520
		女性	—	—	—	2,160	5,660	16,880	46,120
連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	900	1,510	5,370	15,090
		女性	—	—	—	1,400	2,980	9,860	27,690
増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約	昭和51年3月2日以降 昭和56年4月1日以前の契約	男性	—	—	410	900	1,510	5,370	15,090
		女性	—	—	690	830	1,390	5,390	15,730
連生定期保険特約 連生給付金付定期保険特約 連生定期保険特約	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の契約	男性	—	—	10	410	860	3,730	11,630
		女性	—	—	30	320	520	2,720	9,230
養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	300	1,030	2,900	8,650
		女性	—	0	0	300	370	1,670	6,390
連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・通減定期保険特約	平成2年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	0	0	240	860	2,060	4,860
		女性	—	0	0	170	240	1,140	4,780
連生終身保険・連生終身保険特約 連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約	平成8年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	0	0	0	130	230	2,060	3,590
		女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150
定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	平成19年4月2日 以降の満年齢 方式の契約	配当回数4回以降 9回目以内 男性	0	0	50	50	90	190	490
		女性	0	0	40	50	80	120	290
		配当回数3回目以内 男性	0	60	130	190	430	1,020	3,150
		女性	0	60	130	190	430	1,020	3,150
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	640	2,150	6,470
		女性	—	—	0	0	160	1,210	5,350
	平成6年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	470	1,310	2,680
		女性	—	—	0	0	100	680	3,740
平成8年4月2日 以降の契約	配当回数10回以降 男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410	
	女性	—	—	0	0	100	560	2,110	
		配当回数9回目以内 男性	—	—	20	70	140	1,510	1,610
		女性	—	—	0	0	230	760	2,310
保障付積立保険		男性	0	0	50	50	90	190	490
		女性	0	0	40	50	80	120	290
祝金付特別終身保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	35,290
		女性	—	—	—	—	—	—	47,890
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	33,520
		女性	—	—	—	—	—	—	46,120
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	15,090
		女性	—	—	—	—	—	—	27,690
昭和51年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	5,370	15,090	
	女性	—	—	—	—	—	5,390	15,730	
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870
		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070
		女性	—	0	0	120	430	1,280	4,070
配当回数3回目以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070	
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,590
		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420
配当回数3回目以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590	
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420	
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	0	0	140	330	2,450	4,410
		女性	—	0	0	110	260	1,110	3,960

死差益配当率表(例示)(続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生通減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 定期保険の昭和44年6月以降昭和44年9月以前の契約については、昭和44年5月以前の契約の率を使用します。
6. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
7. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定額払済年金保険については、契約時期または定額払済年金保険への変更時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
9. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買増す場合の買増部分を含みます。)および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
10. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)の死差益配当は0円とします。
11. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	新教育保険	平成5年4月1日以前	50
平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前		50	0
平成11年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	昭和56年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年 4 月 2 日以降 昭和60年 4 月 1 日以前	1,000	950
	昭和60年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	600	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降	250	200
定期保険	昭和56年 4 月 1 日以前	-	1,100
	昭和56年 4 月 2 日以降 昭和60年 4 月 1 日以前	-	950
	昭和60年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	-	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	-	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	平成 5 年 4 月 1 日以前	250	-
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	-
	平成11年 4 月 2 日以降	0	-
保障付積立保険		70	-
特定疾病保障終身保険	平成11年 4 月 1 日以前	50	-
	平成11年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	平成 6 年 4 月 1 日以前	600	-
	平成 6 年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	平成 6 年 4 月 1 日以前	600	-
	平成 6 年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	平成 2 年 4 月 1 日以前	-	600
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	-	250
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	-	50
	平成11年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	平成11年 4 月 1 日以前	-	50
	平成11年 4 月 2 日以降	-	0

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 -	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	-	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	-	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	平成2年4月1日以前	-	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	-
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	-
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	-
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	-
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	-
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
通減定期保険特約	平成5年4月1日以前	-	200
	平成5年4月2日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	-
	平成11年4月2日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の費差益配当は0円とします。

別表 8

災害・疾病特約配当率表 (例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	昭和58年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	100	150
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前	50	50
	平成13年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	昭和51年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	930	1,110
	昭和51年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	1,490	—
	昭和51年 3 月 2 日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年 4 月 1 日以前	200	350
	昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	100	150
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前	50	50
	平成13年 4 月 2 日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	100	100
こども総合医療特約	100	100
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	450	450	450	450	450	450	450
		女性	630	630	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	450	450	450	450	450	450	450
		女性	630	630	630	630	630	630	630
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	225	225	225	225	225	225	225
		女性	180	180	180	180	180	180	180
	平成19年4月2日以降	男性	225	225	225	255	285	300	225
		女性	180	180	180	180	210	240	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	970	780	760	580	0	0	0
		女性	1,020	600	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	980	800	780	600	0	0	0
		女性	1,030	600	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	480	300	280	100	0	0	0
		女性	530	100	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	210	160	180	210	0	0	0
		女性	240	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	390	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	340	280	260	320	610	1,280	2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	90	180	180	70	0	0	0
		女性	80	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	平成19年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。

3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.13% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.70% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.20% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について360円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

審議委員会細則一部変更の件

現行の審議委員会細則の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨および理由

近年、社外取締役の増員、指名委員会等設置会社への移行等、社外取締役を中心としたコーポレートガバナンスの強化を図ってきたことに伴い、社外の視点による経営チェック機能の整理・見直しを図ることとし、審議委員会の開催頻度の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案
第1条 定款第28条の規定による審議委員会は、原則として毎年 <u>3</u> 回以上これを開催する。	第1条 定款第28条の規定による審議委員会は、原則として毎年 <u>2</u> 回以上これを開催する。

第4号議案

審議員2名選任の件

審議員の辞任に伴い、審議員2名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任された審議員の任期は、当社定款の定めにより、他の現任審議員の任期の満了する時までとなります。

審議員候補者は次のとおりです。

(五十音順、敬称略)

候補者番号	氏名	主たる職業
1	いずもと さよこ 泉 本 小夜子	公認会計士
2	うしお なおみ 牛 尾 奈緒美	明治大学 副学長 情報コミュニケーション学部教授

(注) 「主たる職業」は、平成28年5月25日現在の状況です。

第5号議案

取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	佐藤 義雄 (昭和24年8月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年7月 取締役 平成14年4月 常務取締役嘱常務執行役員 平成19年7月 代表取締役社長嘱代表執行役員 平成23年7月 代表取締役社長 社長執行役員 平成26年4月 代表取締役会長 平成27年7月 取締役会長 代表執行役 (現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外監査役 サカタインクス株式会社 社外監査役
		<p>≪取締役候補者指名の理由≫</p> <p>佐藤義雄氏は、平成19年から平成26年まで、当社の代表取締役社長として経営の指揮をとり、適切な保険金支払態勢の構築、収益力の向上とリスク管理の徹底、内部留保の拡充等に取り組みました。また、成長戦略の面でも、マルチチャネル戦略の展開、海外市場への進出等の新たなテーマについて推進し、平成23年からはブランド戦略を掲げ、サービス面、販売政策面にとどまらず、個々の職員の意識や企業文化にまでわたる会社全般の変革に取り組みました。平成26年に代表取締役会長、平成27年7月には取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引続き取締役候補者としております。</p>
2	橋本 雅博 (昭和31年2月21日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 執行役員 平成19年7月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年7月 取締役 常務執行役員 平成24年4月 代表取締役 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員 平成27年7月 取締役 代表執行役社長 (現任) [指名委員、報酬委員]
		<p>≪取締役候補者指名の理由≫</p> <p>橋本雅博氏は、平成26年より当社の代表取締役社長、平成27年7月からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図っております。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財のさらなる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めております。</p> <p>同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、中期経営計画に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、昨年に引続き取締役候補者としております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	やま ぐち ひろし 山 口 博 (昭和30年10月1日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 執行役員 平成21年 4 月 常務執行役員 平成24年 7 月 取締役 常務執行役員 平成26年 4 月 代表取締役 専務執行役員 平成27年 7 月 取締役 (現任) [監査委員]
<p>《取締役候補者指名の理由》</p> <p>山口博氏は、当社において商品開発部門や保険販売部門など幅広い業務経験を有しており、当社の重要な新しい保険販売チャネルである保険販売代理店の構築、関係強化等も担当役員として推進いたしました。また、内部監査部門の担当として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて推進した実績もあります。平成27年7月からは執行役を兼務しない社内取締役として、取締役会における監督機能の発揮に努めるとともに、常勤の監査委員として、当社の健全なる持続的な成長の確保と、良質な企業統治体制の構築に向けて取り組んでおります。</p> <p>同氏のこれらの実績と豊富な経験に基づき、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年に引続き取締役候補者としております。</p>		
4	の ろ ゆき お 野 呂 幸 雄 (昭和32年7月20日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成19年 4 月 執行役員 平成21年 4 月 常務執行役員 平成21年 7 月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年 7 月 取締役 常務執行役員 平成26年 4 月 取締役 専務執行役員 平成27年 4 月 代表取締役 専務執行役員 平成27年 7 月 取締役 代表執行役専務 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当
<p>《取締役候補者指名の理由》</p> <p>野呂幸雄氏は、当社において人事部門や保険販売部門など幅広い業務経験を有しており、また、商品開発部門の担当役員として、保険販売において核となる商品開発の指揮をとったほか、人事部門の担当として、重要な経営資源である人財の有効活用を推進いたしました。現在は、取締役 代表執行役専務として、事務サービス部門を担当し、お客さまサービスの向上等に取り組んでおります。</p> <p>同氏の有するこれらの豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や、経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	ほん じょう まさ や 本 城 正 哉 (昭和32年11月5日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成19年 4 月 執行役員 平成21年 4 月 常務執行役員 平成21年 7 月 常務取締役嘱常務執行役員 平成23年 7 月 取締役 常務執行役員 平成26年 4 月 取締役 専務執行役員 平成27年 4 月 代表取締役 専務執行役員 平成27年 7 月 取締役 代表執行役専務 (現任) [企画部、勤労部、人事部、商品部] 担当 <hr/> ＜取締役候補者指名の理由＞ 本城正哉氏は、資産運用部門、人事部門、経理部門等に幅広い業務経験を有しております。また、資産運用部門の担当役員として、堅固な収益基盤の構築とリスク対応力の強化に取り組んだほか、リスク管理部門、人事部門、海外部門、内部監査部門等を担当した経験があります。現在は、取締役 代表執行役専務として、企画部門、商品開発部門等を担当し、成長戦略のレベルアップ等を着実に推進してきております。 同氏のこれらの豊富な実績を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引続き取締役候補者としております。
6	もと ぼやし とおる 本 林 徹 (昭和13年1月5日生) <社外取締役候補者>	昭和38年 4 月 弁護士登録 昭和46年 7 月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) パートナー 平成 7 年 4 月 東京弁護士会会長 平成14年 4 月 日本弁護士連合会会長 平成20年 4 月 井原・本林法律事務所パートナー (現任) 平成20年 7 月 当社社外監査役 平成27年 7 月 当社社外取締役 (現任) [監査委員長、指名委員] (重要な兼職の状況) 井原・本林法律事務所 パートナー <hr/> ＜取締役候補者指名の理由＞ 本林徹氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、引続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏は当社社外監査役を7年務めた後、当社社外取締役に就任し、同取締役に就任してからの年数は、1年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	ふじ ぬま つぐ おき 藤 沼 亜 起 (昭和19年11月21日生) <社外取締役候補者>	昭和44年 4 月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年 6 月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士資格取得 昭和57年 6 月 アーサーヤング公認会計士共同事務所パートナー 昭和61年 5 月 監査法人朝日新和会計社入社 平成 3 年 5 月 同監査法人代表社員 平成 5 年 6 月 太田昭和監査法人代表社員 平成16年 7 月 日本公認会計士協会会長 平成19年 7 月 日本公認会計士協会相談役(現任) 平成20年 4 月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 平成20年 7 月 当社社外取締役(現任) [報酬委員長、監査委員] (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 住友商事株式会社 社外監査役(平成28年6月24日退任予定) 野村ホールディングス株式会社 社外取締役(平成28年6月22日退任予定) 野村証券株式会社 社外取締役(平成28年6月22日退任予定) 武田薬品工業株式会社 社外監査役(平成28年6月29日退任予定) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役
<<取締役候補者指名の理由>> 藤沼亜起氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、引続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、8年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p style="text-align: center;">お お ひ な た ま さ み 大日向 雅 美 (昭和25年9月30日生)</p> <p><社外取締役候補者></p>	<p>平成3年4月 恵泉女学園大学人文学部教授</p> <p>平成13年3月 恵泉女学園大学大学院人文学研究科(現 平和学研 究科) 教授</p> <p>平成16年8月 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション代 表理事(現任)</p> <p>平成21年7月 当社社外監査役</p> <p>平成27年7月 当社社外取締役(現任) [指名委員、監査委員]</p> <p>平成28年4月 恵泉女学園大学学長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 恵泉女学園大学学長 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事</p>
8		<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>大日向雅美氏は、社会保障分野の専門家であり、研究者、教育者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省社会保障審議会の委員を務めるなど、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、引続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏は当社社外監査役を6年務めた後、当社社外取締役に就任し、同取締役に就任してからの年数は、1年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が代表理事を務める特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションに対して、子育て支援に関連した助成を行っておりますが、その他の特別の利害関係はありません。また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	<p style="text-align: center;">やま した とおる 山 下 徹 (昭和22年10月9日生)</p> <p><社外取締役候補者></p>	<p>昭和46年 4 月 日本電信電話公社入社 平成11年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役 平成15年 6 月 同社常務取締役 平成17年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 平成19年 6 月 同社代表取締役社長 平成24年 6 月 同社取締役相談役 平成26年 6 月 同社相談役（現任） 平成27年 7 月 当社社外取締役（現任） [指名委員長、報酬委員]</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役 三井不動産株式会社 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>山下徹氏は、ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引続き社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、引続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が所属する株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	や ぶき きみ とし 矢 吹 公 敏 (昭和31年8月22日生) <社外取締役候補者>	昭和62年4月 弁護士登録 昭和62年4月 長島・大野法律事務所入所 平成3年9月 コヴィントン・バーリング法律事務所入所 平成8年5月 矢吹法律事務所入所(現在) 平成22年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 平成27年7月 当社社外取締役(現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 矢吹法律事務所 パートナー 株式会社リコー 社外監査役
10		<<取締役候補者指名の理由>> 矢吹公敏氏は、法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引続き社外取締役候補者とするものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務や社外取締役または社外監査役としての活動を通じて会社経営に長年にわたり携わっており、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、引続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	かま かず あき 釜 和 明 (昭和23年12月26日生) <社外取締役候補者>	昭和46年7月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI) 入社 平成16年6月 同社執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 同社代表取締役社長(兼)最高経営執行責任者 平成24年4月 同社代表取締役会長 平成28年4月 同社取締役(現任) 平成28年6月 同社相談役(就任予定) (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 取締役(平成28年6月24日退任予定) 同社 相談役(平成28年6月24日就任予定) 極東貿易株式会社 社外取締役 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 日本精工株式会社 社外取締役 公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長
<<取締役候補者指名の理由>> 釜和明氏は、総合重機メーカーである株式会社IHIの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、当社は、同氏が所属する株式会社IHIとの取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、平成28年5月25日現在の状況です。
2. 藤沼亜起氏が社外取締役を務める野村證券株式会社は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、平成24年8月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は日頃から取締役会において法令遵守や内部管理態勢の重要性を踏まえた発言を行っており、本件発生後は、上記業務改善命令に基づき提出した改善報告書の内容の確認と改善状況のモニタリングを実施しております。
- また、同氏が社外監査役を務める武田薬品工業株式会社は、同社の高血圧症治療剤にかかる医療関係者向け広告資材の一部が誇大広告に該当するとして、平成27年6月、厚生労働省より「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。
3. 当社は、本林徹氏、藤沼亜起氏、大日向雅美氏、山下徹氏および矢吹公敏氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、5氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。また、釜和明氏が原案どおり社外取締役に選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・ 保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
4. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
5. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。
6. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：佐藤義雄

指名委員会：山下徹（委員長）、大日向雅美、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会：本林徹（委員長）、藤沼亜起、釜和明、山口博

報酬委員会：山下徹（委員長）、大日向雅美、矢吹公敏、佐藤義雄、橋本雅博

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において監査役であった場合は、監査役就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。
※業務執行者とは、社外役員、監査役を除くすべての役職員をいう。
2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。
※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に占める取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。
3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。
4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。
5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。
 - ・当社の役職員
 - ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上

